

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

税 務 課

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第25号の2

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第86号備考5(4)中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二一四
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト